

高知市共同募金委員会助成基準

高知市共同募金委員会（以下「本会」という。）の共同募金の助成事業は、本会助成要綱に定めるほか、この助成基準に基づいて、適正かつ効果的に行うものとする。ただし、特別な理由のため当該基準によりがたい場合は、事業の目的・内容・効果等を勘案し、審査委員会の議を経て会長が認めた場合は、この限りでない。

1 地域福祉推進事業

（1）目的

高知市地域福祉活動推進計画等に基づき、社会福祉法人高知市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が行う地域福祉の活動及び事業に対し、助成を行う。

（2）助成対象団体

市社協

（3）助成対象事業

地域福祉活動推進計画等に基づき、実施される地域福祉活動事業

（4）助成対象としない事業及び経費

- ①申請団体内の交流会等の飲食経費
- ②団体自体の運営費（人件費を含む。）

（5）助成の制限

同一事業に対する継続助成は、原則として5年とする。

2 高知市広域福祉活動支援事業

（1）目的

社会福祉団体、特定非営利法人、ボランティア団体等が行う広域的で公益性の高い地域課題の解決を目的とした活動及び事業に対し、助成を行う。

（2）助成対象団体要件

- ①法人又はこれらに準ずる組織として運営がなされていること。
- ②社会福祉を目的とする事業の運営がなされていること。
- ③自己財源が乏しく、助成を必要とすること。
- ④助成事業について共同募金助成事業であることを明記し、効果的な広報を行うことができる。
- ⑤共同募金による地域的助成を既に受けていないこと。

（3）助成対象の欠格要件

- ①本会が行う助成要件に関する資料提供等の求めに対し、適正かつ的確に応じないもの
- ②具体的な目的がないまま相当の繰越金を有するもの
- ③経理状況が極めて不良と認められるもの
- ④過去5年間において不適正な管理運営がなされていたもの

（4）助成対象事業

広域的な社会福祉の向上又は社会貢献につながると見込まれる活動及び事業

（5）助成対象となる経費

助成対象事業に要する以下の経費を助成対象とする。

- ①諸謝費
- ②旅費交通費
- ③消耗品費

- ④印刷製本費
- ⑤水道光熱費
- ⑥通信運搬費
- ⑦保険料（団体の構成員に係るもの）
- ⑧賃貸料
- ⑨器具什器費
- ⑩その他会長が認めるもの

(6) 助成対象としない事業又は経費

- ①申請団体内の交流会等の飲食経費
- ②団体自体の運営費（人件費を含む。）
- ③第三者に助成又は委託する事業
- ④同一の職業を持つ者で構成する団体の構成員のみを対象として実施する研修事業
- ⑤営利又は営利を目的とみなされる事業

(7) 助成限度額

一団体に対する助成は、総事業費の90%，最大20万円を限度額とする。

(8) 助成の制限

一団体一事業までの申請とし、同一事業に対する継続助成は、最大3年とする。

3 小地域福祉活動支援事業

(1) 目的

小学校区内の小地域により良い具体的な変化が期待される活動及び事業に対し、助成を行う。

(2) 助成対象団体要件

- ①小地域において活動及び事業を行う地域コミュニティ組織等の団体、法人又はこれに準ずる組織として運営がなされていること。
- ②自己財源が乏しく、助成を必要とすること。
- ③助成事業について共同募金助成事業であることを明記し、効果的な広報を行うことができる。
- ④共同募金による助成を当該年度に受けていないこと。

(3) 助成対象の欠格要件

- ①本会が行う助成要件に関する資料提供等の求めに対し、適正かつ的確に応じないもの。
- ②具体的な目的がないまま相当の繰越金を有するもの。
- ③経理状況が極めて不良と認められるもの。
- ④過去5年間において不適正な管理運営がなされていたもの。

(4) 助成対象事業

小地域での地域課題の解決を目指す活動及び事業

(5) 助成対象となる経費

助成対象事業に要する以下の経費を助成対象とする。

- ①諸謝費
- ②旅費交通費
- ③消耗品費
- ④印刷製本費
- ⑤水道光熱費
- ⑥通信運搬費

⑦保険料（団体の構成員に係るものを除く）

⑧賃貸料

⑨器具什器費

⑩その他会長が認めるもの

(6) 助成対象としない事業又は経費

①申請団体内の交流会等の飲食経費

②団体自体の運営費(人件費を含む。)

③第三者に助成又は委託する事業

④同一の職業を持つ者で構成する団体の構成員のみを対象として実施する研修事業

⑤営利又は営利を目的とみなされる事業

(7) 助成限度額

一団体に対する助成は、総事業費の90%、最大10万円を限度額とする。

(8) 助成の制限

一団体一事業までの申請とし、同一事業に対する継続助成は、最大3年とする。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行し、令和元年度の募金分から適用する。

附 則

この基準は、令和3年8月24日から施行し、令和2年度の募金分から適用する。